



# 鳥取県公報

平成 28 年 7 月 8 日 (金)  
第 8 8 1 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (475) (子育て応援課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (476) (産業振興課) . . . . . 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (477) (農業大学校) . . . . . 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (478) (水産課) . . . . . 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (479) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (480) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 3
	開発行為に関する工事の完了 (481) (〃) . . . . . 3
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (19) (博物館) . . . . . 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) . . . . . 3
	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) . . . . . 4
	土地収用法による収用裁決手続の開始 (県土総務課) . . . . . 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第475号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県放課後児童支援員認定資格研修事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	平成28年度に実施する放課後児童支援員認定資格研修事業の受託者の選定に関する事項	平成28年7月8日から同年8月31日まで	子育て王国推進局子育て応援課

## 鳥取県告示第476号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会	鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成28年7月8日から平成29年3月31日まで	産業振興課

## 鳥取県告示第477号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
有限会社真栄農産
- 2 委託期間  
平成28年6月17日から平成29年3月31日まで

## 鳥取県告示第478号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

## 鳥取県告示第479号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年7月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目 1-1	こどもデイサービスわこう皆生通り	米子市東福原五丁目 12-1	放課後等デイサービス	平成 28 年 7 月 1 日

**鳥取県告示第 480 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 7 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

## 1 委託の相手

株式会社米子木材市場

## 2 委託期間

平成 28 年 6 月 24 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

**鳥取県告示第 481 号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 28 年 7 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成 28 年 6 月 15 日 鳥取県指令第 201600046936 号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字下小堀 1950-1、1950-2

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町 2789-13

堀江 拓耶

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第 19 号**

鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 17 日から次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 28 年 7 月 8 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県美術館整備基本構想検討委員会	美術館整備基本構想に関する事項	平成 28 年 7 月 17 日から 平成 29 年 7 月 15 日まで	博物館

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項（第 118 条においてその例によることとさ

れた場合を含む。)の規定に基づき、平成28年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生(男子)予定数

- (1) 海上要員：若干名  
(2) 航空要員：若干名

2 募集期間

平成28年7月1日(金)から同月25日(月)まで

3 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成28年7月30日(土)

(2) 試験場

航空自衛隊美保基地(境港市小篠津町2258)

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

詳細は、採用予定通知書で通知

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)  
(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各地域事務所等  
本部(0857-23-2251)  
鳥取募集案内所(0857-26-4019)  
倉吉地域事務所(0858-26-2900)  
米子地域事務所(0859-33-2440)

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成28年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成28年10月20日(木)	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成28年10月20日(木)	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第29会議室、第32会議室及び第33会議室

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。  
(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。  
ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）

イ 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）

(4) 試験時間は次のとおりとする。

ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識）1時間30分

イ 実地試験

(ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）各4分

(イ) 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）8分

(5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

#### 5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成28年8月1日（月）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成28年8月26日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部生活環境事務所（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

#### 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 7 合格者の発表

(1) 発表日 平成28年10月31日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

#### 8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明

したときは、合格を取り消すことがある。

- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の生活環境事務所若しくは各総合事務所生活環境局に照会すること。
  - (6) 郵便等により願書を請求する場合は、82円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
  - (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。
-















銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年8月14日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成28年8月8日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成28年8月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年8月23日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年8月30日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成28年8月30日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する

警察署に問い合わせること。